



発行 新潟県

号外 1

令和8年1月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 選挙管理委員会告示

- 3 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 4 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を取り扱う場所の指定（選挙管理委員会）
- 5 衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 6 衆議院比例代表選出議員選挙における点字投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 7 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 8 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 9 衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の選任（選挙管理委員会）
- 10 衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 11 衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務を取り扱う場所の指定（選挙管理委員会）
- 12 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 13 衆議院小選挙区選出議員選挙における点字投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 14 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者に交付する選挙事務所標札等及び選挙運動用通常葉書差出票に押すべき印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 15 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党に交付する選挙事務所標札等の印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 16 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が掲示する選挙運動用ポスター（選挙管理委員会）
- 17 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 18 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 19 最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長の選任（選挙管理委員会）
- 20 最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 21 最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒のインクの色並びに押すべき印の刷り込み等の指定（選挙管理委員会）

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第3号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

	委員長	桜井 甚一	
区分	住所		氏名
選挙分会長	新潟県燕市		桜井 甚一
選挙分会長	新潟県新潟市中央区		八幡 己津子
職務代理者			

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

場所 所在地

新潟県庁西回廊2階講堂 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(ただし、1月27日午前10時までとし、1月27日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)


◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙(点字用投票用紙を除く。)を次の様式により調製し、ピンク色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

<p>せいとう たの 政党 その他の せいじ だん たい 政治団体の めいしょう また りやくしょう 名称又は略称</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(注意) ちやうい 欄内(注意)に らんない ひとつ に一つ書くこと。 せとう 政党 せいとう 政党 せいじ 政治 めいしょう 名称 りやくしょう 又は 略称は、</p> <p style="text-align: center;"><b>第五十一回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">       会理選新 之委挙潟 印員管県     </div>
---	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、ピンク色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

<p>せいとう たの 政党 その他の せい し だん たい 政治団体の めいしょう また りやくしょう 名称又は略称</p>	<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">点 字 投 票</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">比</div> <p>ちゅうい (注意) らんない 欄内に一つ書くこと。</p> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">第五十一回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">       会理選新 之委挙鴻 印員管県     </div>
--	--

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 日 時 令和8年1月27日 午後6時30分
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎5階 会議室506

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 日 時 令和8年1月28日 午後1時30分
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎5階 会議室506

◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長に、それぞれ次の者を選任した。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

選挙区名	住 所	氏 名
第1区選挙区	新潟県燕市	桜井 甚一
第2区選挙区	新潟県上越市	小山 芳元
第3区選挙区	新潟県新潟市西区	池田 紀夫
第4区選挙区	新潟県新潟市西区	関谷 政友
第5区選挙区	新潟県阿賀野市	五十嵐 暁之

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者にそれぞれ次の者を選任した。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

選挙区名	住 所	氏 名
第1区選挙区	新潟県新潟市中央区	八幡 己津子
第2区選挙区	新潟県新潟市中央区	眞保 裕一
第3区選挙区	新潟県新潟市西区	上野 のぞみ
第4区選挙区	新潟県新潟市西区	丸山 敦子
第5区選挙区	新潟県新潟市中央区	加藤 真一

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

選挙区名	場 所	所 在 地
第1区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、1月27日午前10時までとし、1月27日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第2区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、1月27日午前10時までとし、1月27日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第3区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、1月27日午前10時までとし、1月27日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第4区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、1月27日午前10時までとし、1月27日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第5区選挙区	新潟県上越地域振興局 本館2階201会議室	新潟県上越市本城町5番6号 (ただし、1月27日とし、1月28日以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)


◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙(点字用投票用紙を除く。)を次の様式により調製し、アサギ色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

<p style="text-align: center;">こうほしゃしめい 候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: center;">  <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">第五十一回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票</p> </div> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>新選理 新潟選挙 之委員 会</p> </div>
--	--

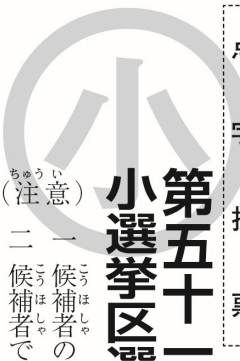
◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、アサギ色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

<p style="text-align: center;">候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; margin-top: 5px;"></div>	<div style="text-align: center;"> <p>点 字 投 票</p>  <p><b>第五十一回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票</b></p> </div> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>新潟選挙管理委員会 之委 新潟選挙管理委員会</p> </div>
---	--

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、個人演説会用表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 桜井 甚一

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者届出政党に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板及び政党演説会用表示板に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 桜井 甚一

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が掲示する選挙運動用ポスターには、新潟県選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければならないものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 桜井 甚一

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和 8 年 1 月 27 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜 井 甚 一

1 日 時 令和 8 年 1 月 27 日 午後 5 時 30 分

2 場 所 新潟県庁行政庁舎 5 階 会議室 506

---

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和 8 年 1 月 27 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜 井 甚 一

1 日 時 令和 8 年 1 月 27 日 午後 7 時

2 場 所 新潟県庁行政庁舎 5 階 会議室 506

---

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

令和 8 年 2 月 8 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長に次の者を選任した。

令和 8 年 1 月 27 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜 井 甚 一

住 所 氏 名

新潟県上越市 小 山 芳 元

---

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

令和 8 年 2 月 8 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者に次の者を選任した。

令和 8 年 1 月 27 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜 井 甚 一

住 所 氏 名

新潟県阿賀野市 五十嵐 暁之

---

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

令和 8 年 2 月 8 日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙はウグイス色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

令和 8 年 1 月 27 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜 井 甚 一

---